


団体登録区分の内容(2区分)

	主な違い	登録要件	団体登録の方法	使用可能なスペース	予約方法
文化・芸術利用団体	2つの団体登録に関する主な違い	(1) 法人格又は団体規約を有すること。 (2) 文化・芸術に関する活動実績を有すること。 (3) 文化・芸術に関する区民に対する公演、パネル展等の区民の受益を目的として使用すること。	ステップ1: 「LINE」アプリにて中野区を友達登録 (友だち追加から「@nakanoku」でID検索) ステップ2: 「LINE」アプリの「中野区」とのトーク画面下部のリッチメニュー「予約・申請」タブから「区役所1階貸出しスペース」→「団体登録」にすすむ。 	・屋内イベントスペース 「ナカノバ」 (控室として使用する場合のみ) ・ミーティングルームA ・ミーティングルームB	区役所8階文化振興・多文化共生推進課に 対面にて申請。 必要書類: ・ 庁舎貸出しスペース使用許可申請書兼減額申請書 ・ 企画書(特定書式なし)
一般利用団体	①文化・芸術利用団体は法人でも登録可能 ②文化・芸術利用団体はスペースを優先的に予約可能 ③文化・芸術利用団体は営利イベントの実施が可能(使用料金の変更する場合があります。)	(1) 5人以上の構成員で構成されていること。 (2) 区内に住所又は勤務先若しくは通学先を有する者が構成員の半数以上を占めていること。 (3) 次に掲げる活動を行う団体であること。 ① 安心・安全なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進等の地域自治に関する活動 ② 子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援等の子どもの健全育成に関する活動 ③ 高齢者、障害者等に対する地域における支え合い、自立支援又はその家族への援助等に関する活動 ④ 資源の有効活用、環境美化の推進等の快適な地域環境の保全に関する活動 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、集会又は会議、スポーツ、音楽活動その他の住民の自主的な活動	ステップ3: 「LINE」アプリにて必要事項記入する。 ステップ4: 「LINE」での申請完了後、翌日以降に必要書類を整え、区役所8階文化振興・多文化共生推進課に提出 ※必要書類 文化・芸術利用団体: ① 緊急時連絡先確認簿 ② 文化芸術に関する活動実績書 ③ (法人の場合)登記簿 (法人以外の場合)団体規約 一般利用団体: ① 緊急時連絡先確認簿 ② 会員名簿 ③ 会員の本人確認書類のコピー (規約等により団体構成員の住所要件を確認することができる場合を除く) ステップ5: 書類等受付時、団体登録番号を通知する。選考後、団体登録証を交付する。	・屋内イベントスペース 「ナカノバ」 ・ミーティングルームA ・ミーティングルームB	「LINE」アプリの「中野区」とのトーク画面下部のリッチメニュー「予約・申請」タブから「区役所1階貸出しスペース」→「利用予約」にすすむ。 質問に沿って、本人確認や必要事項の回答をする。 カレンダーより、予約枠を確保する。

※支払い方法・・・

①オンラインでお支払い

支払い方法【クレジットカード(VISA・MasterCard・JCB・AMERICAN EXPRESS・Diners Club)、二次元コード決済(PayPay、LINE Pay)】

②区役所でお支払い

支払い方法【現金、クレジットカード(VISA・MasterCard・JCB・AMERICAN EXPRESS・Diners Club・DISCOVER)、

交通系電子マネー(Suica、PASMO、ICOCA、Kitaca、TOICA、manaca、SUGOCA、nimoca、はやかけん)、電子マネー(楽天Edy、iD、nanaco、QUICK PAY)、二次元コード決済(PayPay、auPay、楽天ペイ、d払い、J-coinPay)】

予約可能な時期	予約区分	予約可能な枠	承認方法	営利利用の有無	支払い期限
使用希望日を含む月の 3か月前～6か月前の1日から15日 ※令和7年9月21日(日)に使用希望の場合: 3月1日から15日で申請可能	午前区分: 9:00～12:00 午後1区分: 12:30～14:30 午後2区分: 15:00～17:00 夜間区分: 18:00～21:00	原則月に4区分 連続する2日の使用に限り、月に8区分 ナカノバ・・・月に4区分 ミーティングルームA・B・・・あわせて月に4区分 なお、申請月中の申請についてはこの限りでない。 例:6月中に6月分の予約をする場合は制限なし(上記のルールは2024年8月より適用される。)	提出を受けた「企画書」の内容により選考を行う。 選考は、 ○子ども・若者が使用するor子ども・若者を対象としたイベントであるか ○中野区のシティプロモーションに繋がるイベントか ○参加者の高い満足度が見込めるイベントかの観点から行う。 選考結果は申請月中にLINEにて送付する。 なお、期日までに支払いがなければキャンセルとする。	営利利用可能。 入場料等を1,001円以上とる場合は使用料変更有。	使用日を含む月の2か月前の1日まで
使用希望日を含む月の 2か月前の1日から使用日の3開庁日前(土日祝を除く)まで ※令和7年9月21日(日)に使用希望の場合: 7月1日から9月17日(水)まで申請可能	※連続する2区分以上を予約した場合は間の時間も使用可能。 例:午前区分と午後1区分を予約した場合→9:00～14:30で使用可能		先着制で予約枠を確保した団体に使用承認を行う。 ※申請内容によっては使用について相談させていただく可能性があります。	営利利用不可。 ワークショップ等の材料費相当額などのみ徴収可能。	使用日の3開庁日前(土日祝を除く)まで

庁舎貸出しスペースについて
 詳しくはこちらのHPをご覧ください。→



お問い合わせ先:
 中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課
 TEL 03-3228-5467
 ☒ promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp